

迷惑行為により

診療をお断りすることがあります

当院では、次のような迷惑行為があった場合は、診療をお断りするとともに所管警察署に届け出ることがございます。

- ① 他の患者さんや職員に対するハラスメントや暴力行為
- ② 大声、暴言又は脅迫的な言動
- ③ 危険物の持ち込み・飲酒
- ④ 許可のない録音や撮影
- ⑤ 病院敷地内での喫煙
- ⑥ 無断外出・外泊
- ⑦ 上記以外の他の患者さんや職員に対する迷惑行為があった場合

